

# 青梅市における図書館のあり方について

答 申

平成 1 5 年 7 月

青梅市図書館運営協議会

# 目 次

はじめに .....	1
第 1 章 公立図書館の基本的役割 .....	2
1 地方公共団体における図書館の役割 .....	2
2 生涯学習社会における図書館の役割 .....	2
3 地域の情報拠点としての図書館の役割 .....	3
第 2 章 青梅市図書館の取組みの現状と市民意見 .....	4
1 図書館活動の取組み .....	4
2 活動実績 .....	4
3 市民意見 .....	5
第 3 章 これからの青梅市の図書館のあり方 .....	7
1 青梅市図書館の全体像 .....	7
2 現中央図書館のあり方 .....	11
3 地域図書館のあり方 .....	12
4 図書館サービス網を支えるための今後の取組み .....	14
5 市民参加による図書館をめざして .....	16
あとながき .....	17
< 添付資料 >	
表 1 ~ 表 3 .....	18
青梅市図書館サービス網図 .....	21
< 参考資料 >	
1 諮問文 .....	22
2 審議経過 .....	23
3 青梅市図書館運営協議会委員名簿 .....	24

## はじめに

青梅市図書館運営協議会は、平成14年11月30日、青梅市教育委員会から、次の事項についての諮問を受けました。

諮問事項 青梅市における図書館のあり方について

諮問理由 河辺駅北口新図書館（仮称）の建設に伴う青梅市における図書館のあり方について意見を求めるものです。

諮問に当たりの考え方として、河辺駅北口新図書館（以下「新図書館」という。）の建設（整備）を前提として、次の点について、利用者の立場に立った意見を求めるものであるとの説明がなされました。

- 1 青梅市の図書館のあり方について  
新図書館および現中央図書館・各地域図書館の考え方
- 2 新図書館のサービスのあり方について
- 3 新図書館の管理・運営等について  
開館時間等の考え方
- 4 その他

そこで、本協議会としては、「新図書館のあり方について」を先ず、重点的に検討し、平成15年3月31日に「青梅市における図書館のあり方について」の中間答申（以下「中間答申」という。）を行いました。

この中で、新図書館は市の図書館サービスの中核を担う「新中央図書館」としてとらえ、情報化社会に対応し、生涯学習の中核施設となる重要な役割をもつ図書館として、そのあり方を提言しました。

本協議会は、その後、青梅市全体の図書館のあり方について検討を重ね、ここに最終答申として「青梅市における図書館のあり方について」を成案としてまとめましたので答申します。

今後、青梅市の図書館のあり方を考えるにあたり、本答申が十分に生かされたものとなるよう期待します。

なお、新中央図書館については、中間答申の内容が具体化され、設計のゾーニング図が示されましたが、施設・設備の具体化にあたっては、さらに市民が望む中央図書館としてふさわしい内容で整備されるよう願います。

## 第 1 章 公立図書館の基本的役割

### 1 地方公共団体における図書館の役割

公立図書館は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する教育機関です。

図書館法第 2 条において、図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定められています。

図書館は、市民の誰もが、身近に、しかも無料で利用できる公の施設であり、あらゆる資料や情報を収集提供し、市民の知る権利を保障する機関でもあります。

従って図書館サービスは、市民の生活や仕事に深く関わっているため、サービスの普遍性と将来にわたる発展の可能性に責任をもつという観点で運営されるべきものです。

そのためには、図書館サービス網の拡大や電子化された資料や情報の提供など、市民のニーズに応えるための新たなサービスを展開する必要があります。

### 2 生涯学習社会における図書館の役割

図書館は、「生涯学習を進める上で、最も基本的かつ重要な施設」として位置付けられ、人々が「心の豊かさ」や「生きがい」を得ようとすることを支援する施設です。

そこで、図書館は、一生学び続ける必要があるという、生涯学習時代にあって、すべての人の学習する機会を保障する機関です。すなわち、資料提供・情報提供の場であり、さらには、コミュニケーションの場・情報の発信基地としての重要な役割を担っており、なくてはならない施設であり、市民の身近に整備することが必要です。

### 3 地域の情報拠点としての図書館の役割

図書館は資料や情報の提供というサービスを通して、人々の様々な活動を支援しています。

今後、さらに進展する情報化社会において、図書館は電子化された情報を含めて、幅広い情報を提供するとともに、人々の情報活用能力の育成を支援する体制をも整備することが求められています。

また、人々が情報を積極的に活用することで地域の課題を解決していくうえでも、「地域の情報拠点」として図書館が果たす役割は重要であります。

## 第 2 章 青梅市図書館の取組みの現状と市民意見

### 1 図書館活動の取組み

青梅市の図書館は、市内で最初の図書館が設置された当初から、祝日を開館し、さらに開館時間も午前 9 時からと、他の自治体図書館と比べると早い時期から市民サービスの向上に努めております。

また中央図書館開館後は、開館時間を延長する「夜間開館」により、さらに利用者への利便を図る工夫をしています。

市の図書館の電算化は昭和 62 年にスタートし、その 2 年後の平成元年には、市内図書館がオンラインシステムで結ばれております。これにより貸出や検索のスピード化が図られ、市内のどの図書館でも本を返却できる「返却の自由化」が実現されています。

さらに平成 4 年には、全図書館に「利用者検索用端末」が導入され、来館者自ら、蔵書検索ができるようになり、たいへん便利になりました。

図書館事業も積極的に実施されており、特に中央図書館の「おはなしかい」は、ボランティア「図書館友の会」の協力のもと、月に 2 回開催され、多くの子どもたちに利用されてきています。また、平成 4 年度から開催されている「朗読の集い」は、多くの方々が文学作品に親しむ機会を提供し好評を得ています。

このように、青梅市の図書館は「市民のための図書館」として、身近なところにあり、誰でも、気軽に利用でき、生活に役立つ図書館、さらには読書の自由を保障する図書館という基本的な考え方に立ち、種々の図書館サービを提供してきています。

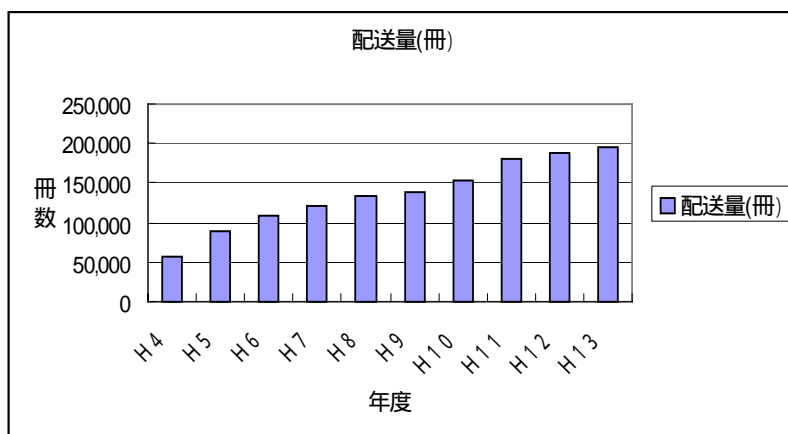
### 2 活動実績

青梅市の図書館は、この 30 年間に蔵書数や貸出冊数等が飛躍的に伸びています。これは、市内全域に図書館サービス網を整備してきたことによるものと考えられます。

このサービス網を支える資料の配送状況については、次の表に示すとおり、平成 13 年度は年間 195,380 冊の資料が市内の図書館を巡回し、この 10 年間では、配送量が約 3.5 倍となっております。

資料配送状況の10年間の推移 (単位:冊)

年度	配送量	月平均
H4	56,074	4,673
H5	89,130	7,428
H6	108,191	9,016
H7	121,905	10,159
H8	134,349	11,196
H9	139,322	11,610
H10	153,313	12,776
H11	179,506	14,959
H12	187,257	15,605
H13	195,380	16,282



また、平成13年度の蔵書数は469,076冊で、市民1人が3.35冊の資料を有していることとなります。同じく個人貸出冊数の実績は733,213冊で、市民1人が1年間に5.23冊の図書館資料を利用したこととなります。(添付資料:表1・表2)

しかし、近隣公立図書館と比較すると、その図書館数値はまだまだ、高いものではありません。(添付資料:表3)

### 3 市民意見

#### (1) 意見募集の結果から

青梅市の図書館では、新中央図書館が整備されることに伴って、広く市民からの声を聞くために平成15年4月16日から5月5日までの間、「現在の青梅市の図書館」「今後の図書館のあり方」についての意見を募集しました。

集計の結果82人の方から、364件の率直な意見があがり、協議会としましても、本答申の参考にしたところであります。

そこで、意見の結論部分(提言)を以下に要約し、さらに今後の図書館整備、運営において可能な限り、反映されることを望みます。

#### ア 施設・設備について

地域の身近な図書館として、明るく、ゆったりとくつろげる場所(読書席)の提供を望む声が多数ありました。特に学習スペース、飲食コーナーの要望が多く、滞在型利用を考慮する必要があります。

#### イ 開館日・開館時間について

開館日の拡充、開館時間の延長を望む声が25件ありました。新中央図書館の整備と併せ、検討を重ね、市民サービスの向上に努めることを期待します。

#### ウ 資料・蔵書構成について

蔵書数が少ないこと、資料が古いことに対する意見が多数ありました。新鮮な資料、豊富な資料を市民に提供することができるよう、選書方法等の見直しが必要と考えます。

また、資料の分類がわかりづらいとの意見もあり、今後は本の並べ方（分類方法）に工夫をする必要があると考えます。

#### エ サービス内容について

視聴覚資料を希望する意見が26件、インターネットでの予約や、検索用端末の増設を望む声など、IT環境の整備関連の意見が22件ありました。また、児童コーナーの要望もあり、各種サービスの充実、拡大を望むところであります。

#### オ 図書館の役割・位置付けについて

図書館の特色化、役割分担についての意見がありました。この件につきましては、本協議会としましても、提言するところであります。

### (2) 市民団体からの意見

市内の市民団体「新中央図書館建設をすすめる会」が、平成13年10月に「市民アンケート」を実施し、その集計結果は、本協議会としても、市民の貴重な意見として参考にしたところです。

この中では、特にビデオやCD等の視聴覚資料を望む声が多くあがっており、さらには点字図書・録音図書を含む蔵書の充実を望む声も多く寄せられています。

## 第3章 これからの青梅市の図書館のあり方

### 1 青梅市図書館の全体像

#### (1) 図書館サービス網

##### ア 市内図書館サービス網

青梅市の図書館は、昭和47年度に大門図書館が開館したことにはじまり、その後昭和54年の社会教育委員会議の答申「青梅市の図書館行政のあり方について」(以下「54年答申」という。)において、今後の整備の方向が示されました。

54年答申によると、半径700mを図書館の利用圏とし、地理的条件、交通事情、小・中学校の分布などを考慮し、市内全域サービス網の整備には、少なくとも地域図書館としては16館が必要であると答申されております。

この54年答申から24年が経過した現在、地域図書館10館と中央図書館が設置され、さらに新中央図書館が整備される予定です。

また、この間には交通手段も変わり、IT化によるネットワーク環境が急速にすすんでいます。

そこで、本協議会では、このような変化をとらえ、青梅市の図書館は、「新中央図書館」「現中央図書館」「地域図書館10館」とIT技術を活用することにより、市内全域を覆う図書館サービス網を形成することを提言します。

なお、54年答申で述べられている空白地域については、情報通信技術の活用等により対応し、さらに図書館を利用しにくい状況に置かれた市民に対しては、宅配等のサービスを検討し、きめ細かな図書館サービスを提供していくことが必要です。

また、将来的には社会状況の変化に対応して、図書館サービス網の再構築について検討する必要があると考えられます。その場合も、子どもや高齢者、障害のある方の利便性を十分考慮しつつ、地域の読書環境を整備していくことが前提となります。

##### イ 他館種・他機関サービス網

図書館はその機能を果たすためには建物だけでなく、他の図書館や他機関とのネットワーク形成が求められています。そこで、以下

の点を基本に、さらに充実した図書館サービス網を形成する必要があります。

#### (ア) 小・中学校図書館との連携

図書館は、子どもたちの自発的な学習活動を支援するために、市内の小・中学校図書館との連携が求められています。相互利用できる環境をつくることにより、児童・生徒に対して、より手厚いサービスを可能とすることが望まれています。

また、将来的には生涯学習をすすめるために、学校図書館の市民開放を検討していく必要があると考えられます。

#### (イ) 文化施設との連携

青梅市には文化施設として美術館、博物館が設置されています。これら施設と将来的に、それぞれの専門分野において、資料・情報の相互利用を図ることが期待されます。

#### (ウ) 大学図書館・専門図書館等との連携

新中央図書館が整備されることにより、ますます多様化、専門化する資料・情報要求に対して、図書館（公立図書館）だけすべてに対応することは困難です。大学図書館、専門図書館や点字図書館等とそれぞれの特色を生かした資料・情報の相互利用を図るため、緊密な連携に努める必要があります。

また、将来的には高等学校図書館との連携を検討することも必要であります。

#### (エ) 近隣公立図書館との連携

近隣公立図書館とは、市民の生活動線の点からも相互に協力して利便を図る必要があります。すでに西多摩地区の図書館とは、貸出しについての協定があり、有効に機能しています。今後は、共通貸出しカードの発行等の検討、さらに対象地域の拡大等、広域的なサービスの向上を図る必要があります。

#### (オ) 国立国会図書館・東京都立図書館との連携

国立国会図書館や東京都立図書館とのネットワーク化は、すでに資料・情報提供の面で相互協力事業として行われ、東京都立図書館とは、協力便等の配送システムも確立しています。しかし、市民要求の高度化・専門化により、質と量が増大する傾向にあり、

今後は配送システムの強化も含め、更に関係を充実することが望まれます。

## (2) 図書館組織・組織網

青梅市の地域図書館は、市民センター併設の独立館として、各図書館長のもとで独自に運営されてきています。

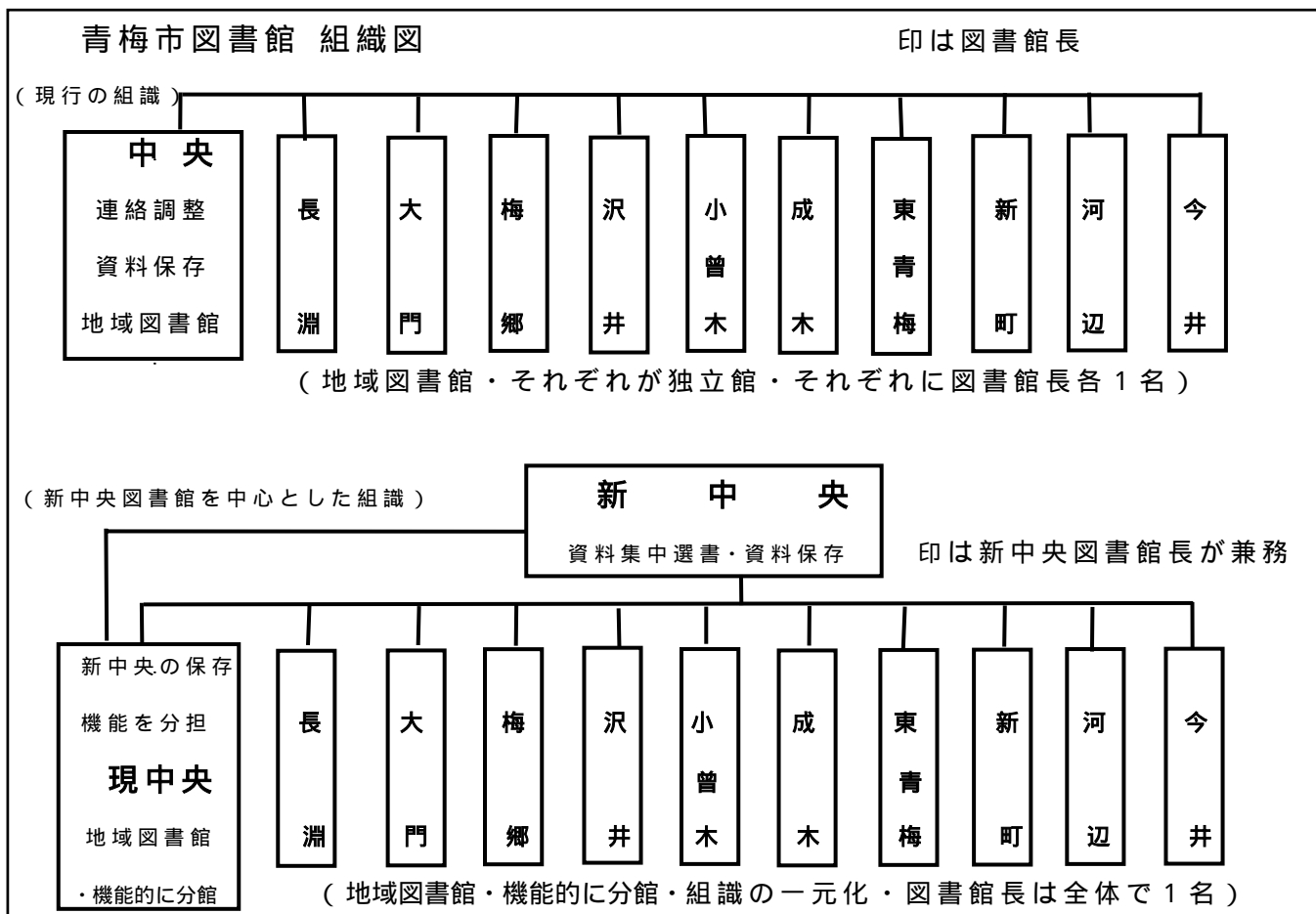
しかし、近年地域図書館は、市民の資料要求の高度化・多様化等によりその役割が担えなくなってきました。

このようなことから、組織の見直しを行い、各図書館の役割分担を明確にして、市民の資料要求に応えられる図書館とする必要があります。

そこで、新中央図書館を中心にした組織とする見直しを行い、組織を一元化し、新中央図書館に全地域図書館の館長を兼ねる図書館長を配置するなど、効率的で効果的な図書館サービスが展開できる組織とすることが求められます。

図書館組織網としては、新中央図書館を中心とする組織とし、地域図書館と現中央図書館は中央館に対して、機能的に「分館」とする必要があります。

さらに、現中央図書館については、他の地域図書館より多くの機能を持ち、新中央図書館の保存機能の一部を担う「分館」として位置付け、青梅市の図書館組織網を構成する必要があります。



### (3) 図書館サービスの全体像

青梅市の図書館は、従来の図書館サービスの充実に加えて、新たな情報通信技術の活用などのサービスが求められています。また、「子どもの読書活動推進法」(平成13年12月公布)にもあるように、子どもの読書環境の充実も求められています。

そこで、新中央図書館は、情報提供サービスや障害のある方へのサービス、児童サービスなど中間答申で述べているサービスの提供が必要であり、さらに電子図書館的機能の充実やボランティアとの協働も必要であります。

また、地域図書館は地域に密着した図書館として、貸出しを主体とする図書館サービスを展開し、地域住民の利用に供することが必要です。

現中央図書館については、地域図書館のサービスに加えて、学習スペースの提供や団体貸出の資料提供サービス等を実施することが必要と考えられます。

( 添付資料「青梅市図書館サービス網図」参照 )

## 2 現中央図書館のあり方

新中央図書館の整備に伴い、現在の中央図書館は現況の建物を基本に、新たな役割・機能をもつ図書館として整備する必要があります。

### (1) 位置付け

現在の中央図書館は、青梅地区の「地域図書館」として位置付け、さらには、新中央図書館の保存機能の一部を担う「分館」とすることが必要です。また、単独施設であるので、他の図書館より多くの機能を有する図書館として位置付けることが必要と考えられます。

なお、名称については地域にふさわしい名称とし、例えば「青梅図書館」とすることが考えられます。

### (2) 役割

#### ア 青梅地区の地域図書館

現中央図書館は、他の地域図書館と同様、地域住民に対して、貸出を主体とする図書館サービスを提供することが必要です。

#### イ 新中央図書館の保存機能としての図書館

現在設置されている、積層書庫を有効に活用し、新中央図書館の保存書庫としての役割を担う必要があります。

#### ウ 滞在型利用に配慮した図書館

現中央図書館は、自然豊かな環境に設置され、規模も他の図書館より大きいことから、閲覧やくつろぎ等に配慮した長時間滞在できる場を提供することが望まれます。

#### エ 小・中学校図書館との連携を図る拠点としての図書館

図書館法において、図書館は「学校に付随する図書館と緊密に連携し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと」と定められております。学校図書館との連携を図ることは、図書館への関心を高め、子どもたちの自発的な学習活動を支援する意味で重要であり、その拠点として整備することが望まれます。

### (3) サービス内容

地域図書館と同様のサービスのほかに、滞在型利用を考慮し、インターネット環境の提供や、学習スペースの提供等が考えられます。

- ア 図書その他資料の貸出サービス、読書案内、リクエスト
- イ 児童サービス
- ウ レファレンスサービス
- エ インターネットの提供サービス
- オ 集会活動（行事・講座の開催）
- カ 学習スペースの提供
- キ 団体貸出の資料提供（図書・フィルムライブラリー資料）

#### (4) 施設・設備

現中央図書館は、現状では施設のバリアフリー化、省エネ等への対応が充分ではありませんが、今後は新たな役割に見合う整備が必要と考えられます。

なお、長時間の滞在型の利用に対応するためには、市民の声にもあるように、飲食ができるスペースの確保についての考慮も必要と考えられます。

#### (5) 管理・運営

施設の規模、サービス内容、さらには新中央図書館の保存機能を有することから、開館時間、開館日については工夫が求められます。

### 3 地域図書館のあり方

地域図書館は、地域に密着したサービスを提供し、子どもから高齢者まで、幅広く利用されております。しかし規模も小さく、資料構成等からも、その地区の地域館として、総合的なサービスを担えなくなってきました。そこで、その役割・機能を見直し、再整備することが必要です。

#### (1) 位置付け

地域図書館は、中央館に対して、機能的な意味での「分館」として位置付けることが必要です。

しかし、名称については、永く親しまれてきた経緯も踏まえ、従来の名称を踏襲することが望まれます。

#### (2) 役割

地域図書館は、市民にとっての身近な暮らしの拠点とし、図書館の基本的なサービスが受けられるようにする必要があります。

## ア 貸出を主体とする図書館

市民の身近にあって、市民の要求に直接応えるために、貸出を主体としたサービスを行う必要があります。

貸出は、市民と図書館を結ぶ基本的なサービスであり、図書館を多くの市民のものとするための最も有効な方法です。この貸出を土台にして、はじめて他の図書館サービスが意味をもつこととなります。

## イ 特色化を図る図書館

### (ア) 地域における特色化

図書館は、地域の特性を把握し、その地域の自然、文化などにおいて特色化を図る必要があります。すなわち、それぞれの地域の歴史的なもの、文化的なものを足元からとらえ、その地域住民の誇りになるような図書館とすることが必要です。

### (イ) 機能・サービスにおける特色化

地域図書館は、機能・サービスにおける特色化を図り、図書館の存在意義を広く市民に知ってもらい、利用してもらうことも必要です。それぞれの地域館の図書館事業として、例えば「原画展」や「おはなし会」を実施することでも、十分に特色化を図ることができます。

また、東青梅、河辺の両図書館については、新中央図書館に近接していることから、廃止・統合も考えられます。しかし、過去の利用実績等から、貸出や閲覧、調べ学習等に重点をおくなど、機能やサービス面において特色ある図書館として整備し、図書館サービスを充実していくことが望まれます。

## ウ 小・中学校図書館との連携を図る図書館

地域図書館は、各地域に設置されている小・中学校図書館に対し、「調べ学習」や「総合的な学習の時間」への支援をし、地域の教育力を高めることが求められます。

## エ 図書館サービス網を利用できる図書館

身近な図書館は、水道の蛇口といわれています。図書館サービス網により、身近な地域図書館を利用するだけでも、市内全域や他市等からも必要な資料、あらゆる情報を取り寄せ、利用することがで

きます。

今後はさらに、リクエストの方法や配送体制を充実することにより、地域の図書館としてのサービスの向上を図ることが望まれます。

#### オ 地域のコミュニケーションの場としての図書館

図書館は単に資料の提供だけでなく、地域の情報提供基地として、また交流の場としての役割を担う必要があります。

### (3) サービス内容

図書館は、市民にとって身近な施設であり、地域の図書館で基本的なサービスが受けられるようにしなくてはなりません。

そこで、次のサービスを実施することが必要です。

ア 図書その他の資料の貸出、読書案内、リクエスト

イ 児童サービス

ウ 簡易なレファレンスサービス

エ 集会活動（行事・講座の開催）

### (4) 施設・設備

地域図書館は、貸出を主体とした図書館サービスを展開することから、閲覧場所が不必要ととらえる向きがあります。しかし、図書館において、滞在型利用に考慮して座って読書のできる環境を提供することは必要です。現在でも、各地域図書館では、閲覧場所に工夫を施しておりますが、今後さらに蔵書構成に工夫をし、空いたスペースを読書席、閲覧席として確保・充実することが求められます。

なお、地域図書館は身近な施設として、親子連れや高齢者に使いやすい配慮が必要です。

### (5) 管理・運営

図書館サービス網が十分に機能するためには、管理・運営体制の整備が重要となります。

現在、組織的には各地域図書館職員は、市民センター職員として配置されておりますが、図書館サービス網を有機的に結ぶためには、中央図書館を核とした組織の一元化を図る必要があります。

## 4 図書館サービス網を支えるための今後の取組み

青梅市の図書館が、中央図書館を核とする図書館サービス網を構築し、

維持していくためには、それを支える条件整備が必要となります。

#### (1) 図書館サービス網を支える配送システム

図書館サービス網を維持するためには、配送システムの充実が必要不可欠です。市民は、インターネットの活用により、様々な図書館の所蔵情報が確認できるようになりました。市内図書館の配送システムのほかに、これらの図書館との資料の配送が伴うことにより、さらに貸出サービスが充実することとなります。

資料の配送方法等については、市民の要求を速やかに満たす方法について検討を進める必要があります。

#### (2) 資料費の充実

資料費の充実は、新しい図書館サービス網を維持する上で重要なことと考えられます。それは中央図書館であれば、その規模やサービス内容に対応する蔵書を維持していくために必要なものです。

また、地域図書館については、その規模より、蔵書の新鮮さが何より要求されます。そして蔵書を新鮮に保つためにも、資料費を十分に確保することが必要不可欠であります。

青梅市の図書館が、新中央図書館を整備し、さらに充実した全域サービスを達成するためには、そこに十分な資料費を確保することが必要と考えられます。

#### (3) 蔵書構成における役割分担の明確化

資料費を有効に活用し、効率的な資料提供を行うため、今後は新中央図書館と地域図書館、さらには現中央図書館の蔵書構成の役割分担を明確化することが必要と考えられます。先般、本協議会で視察した大阪府茨木市では、この役割分担に基づく図書館サービスを実施しています。

これは、中央図書館と地域図書館とでは、利用者の求める資料が違っていることから、利用者の要求する資料を把握し、それに徹底的に応えるものです。

すなわち、市民の一番身近に位置する地域図書館の蔵書の充実に力を入れ、市民にとって常に新鮮で、魅力的な蔵書とすることです。これにより、利用の多い資料が地域図書館に豊富にあることから、市民の図書館利用が定着し、利用が伸び、さらには中央図書館への利用へ

とつながっていくからです。

具体的には、各図書館職員による集中選書のもとに、地域図書館においては、小説や実用書などよく利用される図書を中心とした蔵書構成を行い、中央図書館では、それらを含む図書も幅広く収集するという方法です。

このことから、茨木市の方法は、青梅市においても地形的な違いはありますが、効果的な図書館サービスを展開するうえで、十分検討の余地のある方策のひとつと考えられます。

#### (4) 専門的職員（司書）の必要性

図書館の魅力は職員から生まれるといわれています。そこで、図書館には市民の資料要求を十分に理解し、市民と資料を結ぶための知識と技術を持ち、さらには高い情報活用能力も備えた専門的職員（司書）の充実・確保が必要であると考えられます。

また、組織を一元化することから図書館長は、図書館機能を十分に発揮できるよう、あらゆる図書館サービスの提供に責任を負うものとし、図書館の管理運営に必要な知識と経験を有していることが必要と考えられます。このようなことから図書館長は、司書資格を有する者が望まれます。

なお、現中央図書館・地域図書館とも、図書館サービスの拠点として、十分機能を果たすためには、適切に配置された司書職員の手によって運営されることが望まれます。

#### 5 市民参加による図書館をめざして

これからの青梅市の図書館では、市民と共に図書館を創ることが求められています。中間答申において「ボランティアの推進、養成」について述べましたが、市民はボランティアとして多様な図書館活動に参加し、一方、図書館もその市民の知識や善意を図書館活動にいかし、サービスの充実を図る必要があります。

そのためには、社会貢献を図ろうとする市民に、活動の場や機会を提供すると同時に、市民が自発的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成など条件整備に努める必要があります。

## あ と が き

本協議会は、平成15年3月に中間答申を行った後、最終答申に向けて、昭和54年11月の社会教育委員会議答申、市民の声、先進地視察、さらに専門家による講演等を参考に検討を進めました。

特に視察先の大阪府茨木市での印象は強いものでありました。

分館、分室を問わず図書館に元気があり、街の書店のような賑わいがあり、また小さな分室でも新鮮な本が並べられて活発な利用をうかがわせました。

茨木市は全国で一、二を争う活発な利用状況を作り上げるまでに、15年以上かかったとのことでありましたが、その基盤となったものは、市民の日常的な図書館活動や行政への積極的な働きかけ、それによる市長、教育長、市議会議員の図書館に対する深い理解、そして職員の努力によるものとのことでした。

これからの図書館のあり方を考えるとき、市民と行政と職員との協働による、市民のための図書館づくりをすすめることが必要です。

そのためには、各方面の方々の理解を得ることは重要なことですので、図書館からの絶えざる働きかけやPRの努力をしていくことも大切です。

いま、図書館は大きく変わろうとしています。本だけではない色々なメディアをもつ情報拠点となりつつあり、また、静かな環境の中で教養を深める場から、日常の生活課題等を解決するのに役立つ情報を手に入れるところとしての役割が大きくなってきております。

ビジネス支援サービスや行政支援サービスなど、図書館はこれまでにないサービスを展開し、新たな存在意義を示しつつあります。

また、図書館は「市民の大学」ともいわれます。新中央図書館をかなめとした新たな図書館サービス網が整備され、市の図書館がすべての市民の共有財産として、市民の誰もが、どこにいても高度な知的サービスが受けられる図書館として、市民生活の向上に寄与することを望みます。

表 1 青梅市図書館実績（平成 13 年度）

「青梅市の図書館」より

（単位：冊）

図書館名	開館年月	床面積 (㎡)	蔵書		受入雑誌	受入図書冊数	
			冊数	うち児童書	タイトル数	受入冊数	うち購入数
中央	昭 62.10	981	190,079	31,795	195	8,646	7,635
長淵	昭 53.1	127	29,833	12,958	27	1,711	1,585
大門	昭 48.2	181	34,737	13,044	28	1,793	1,753
梅郷	昭 50.1	142	30,121	12,571	26	1,997	1,977
沢井	昭 53.10	119	22,767	11,464	24	1,028	908
小曾木	昭 55.10	102	23,212	11,049	21	894	833
成木	昭 55.10	112	22,436	10,544	16	904	840
東青梅	昭 56.11	119	30,591	12,760	29	1,428	1,391
新町	昭 60.10	139	32,632	14,603	31	1,642	1,551
河辺	昭 60.10	119	33,058	13,615	33	1,755	1,619
今井	平 12.10	141	19,610	6,732	38	4,405	4,223
計		2,282	469,076	151,135	468	26,203	24,315

図書館名	個人貸出者数		個人貸出冊数		予約件数 (件)
	貸出者数	うち児童数	貸出冊数	うち児童書	
中央	72,467	11,448	204,437	44,352	7,321
長淵	21,336	7,481	62,930	31,718	2,323
大門	21,285	4,922	64,343	23,844	3,127
梅郷	18,637	7,217	55,128	26,979	2,703
沢井	5,920	1,506	18,914	10,500	927
小曾木	4,980	2,109	13,047	6,455	1,079
成木	3,314	1,043	10,639	6,136	451
東青梅	32,163	6,541	89,564	30,571	7,997
新町	25,100	6,417	75,874	34,199	4,127
河辺	29,547	6,940	85,110	31,067	5,770
今井	17,989	5,344	53,227	20,358	2,304
計	252,738	60,968	733,213	266,179	38,129

表2 登録者・個人貸出者数・貸出冊数・蔵書冊数の推移（昭和47年度から）

「青梅市の図書館」「青梅市の社会教育」より

（単位：冊）

年度	人口(人)	登録者数(人)	個人貸出者数(人)	個人貸出冊数	蔵書冊数	人口1人当りの貸出冊数	人口1人当りの蔵書冊数	備考
S47	80,428	1,476	4,637	8,070	4,755	0.10	0.06	大門図書館開館
S49	84,810	4,185	45,992	106,113	29,382	1.25	0.35	梅郷図書館開館
S52	91,866	6,440	60,384	161,153	51,650	1.75	0.56	長淵図書館開館
S53	94,635	7,513	90,755	221,620	73,643	2.34	0.78	沢井図書館開館
S55	98,890	8,735	100,688	243,992	105,428	2.47	1.07	小曾木・成木図書館開館
S56	101,042	11,478	114,900	279,115	133,787	2.76	1.32	東青梅図書館開館
S60	109,835	17,198	171,024	415,761	198,919	3.78	1.81	新町・河辺図書館開館
S62	116,156	21,288	199,538	495,627	312,842	4.27	2.69	中央図書館開館（電算導入）
S63	118,770	26,923	206,562	566,932	329,604	4.77	2.78	長淵・大門・東青梅・河辺図書館電算化
H元	122,227	25,722	187,774	579,725	346,740	4.74	2.84	梅郷・沢井・小曾木・成木・新町図書館電算化
H4	131,540	40,046	207,556	655,781	386,186	4.99	2.94	利用者端末設置
H5	133,355	44,362	222,032	699,090	398,385	5.24	2.99	
H6	135,453	48,430	225,120	698,560	410,319	5.16	3.03	
H7	136,544	52,468	232,853	712,686	421,893	5.22	3.09	
H8	137,492	56,124	231,831	709,077	428,726	5.16	3.12	
H9	138,321	59,489	228,900	696,219	434,994	5.03	3.14	
H10	139,273	63,075	238,667	725,844	438,123	5.21	3.15	
H11	139,823	66,522	245,447	732,700	444,699	5.24	3.18	
H12	139,794	70,048	243,031	717,519	460,755	5.13	3.30	今井図書館開館
H13	140,245	73,384	252,738	733,213	469,076	5.23	3.35	ホームページ蔵書検索開始

\* S47～H元は図書館設置年度および電算化年度の実績、H4以降は毎年度の実績

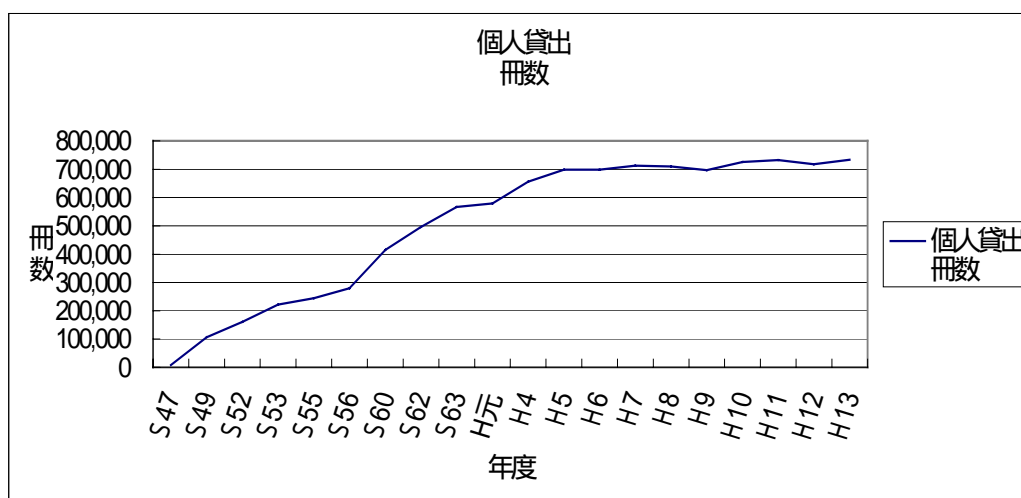


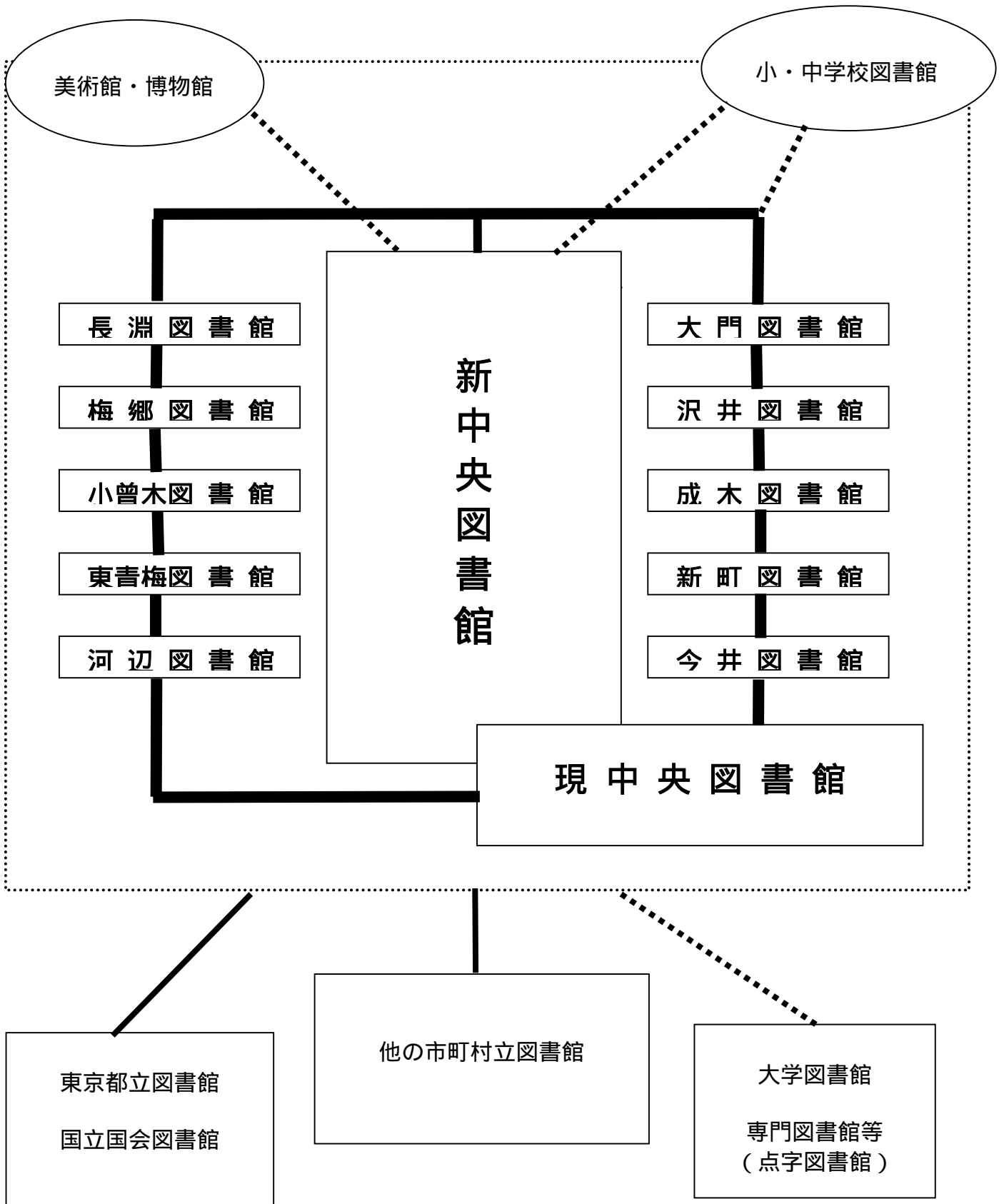
表3 多摩地区図書館状況

「日本の図書館 統計と名簿 2002」より

(単位：冊)

市名	館数	人口(人)	蔵書冊数	個人貸出冊数	市民1人当りの蔵書数	市民1人当り貸出冊数
八王子市	4	518,000	1,268,000	2,413,000	2.4	4.7
立川市	9	163,000	717,000	1,282,000	4.4	7.9
武蔵野市	3	131,000	523,000	1,388,000	4.0	10.6
三鷹市	5	164,000	599,000	1,064,000	3.7	6.5
<b>青梅市</b>	<b>11</b>	<b>139,000</b>	<b>469,000</b>	<b>733,000</b>	<b>3.4</b>	<b>5.3</b>
府中市	13	221,000	1,183,000	1,941,000	5.4	8.8
昭島市	5	106,000	322,000	515,000	3.0	4.9
調布市	11	199,000	985,000	2,088,000	4.9	10.5
町田市	6	377,000	916,000	3,929,000	2.4	10.4
小金井市	3	107,000	392,000	684,000	3.7	6.4
小平市	11	172,000	1,189,000	1,145,000	6.9	6.7
日野市	9	163,000	624,000	1,124,000	3.8	6.9
東村山市	5	141,000	697,000	820,000	4.9	5.8
国分寺市	5	108,000	526,000	828,000	4.9	7.7
国立市	2	71,000	345,000	485,000	4.9	6.8
西東京市	6	177,000	677,000	1,430,000	3.8	8.1
福生市	4	60,000	379,000	632,000	6.3	10.5
狛江市	1	74,000	218,000	376,000	2.9	5.1
東大和市	2	78,000	343,000	576,000	4.4	7.4
清瀬市	6	67,000	377,000	765,000	5.6	11.4
東久留米市	4	113,000	356,000	817,000	3.2	7.2
武蔵村山市	6	66,000	248,000	232,000	3.8	3.5
多摩市	6	141,000	527,000	1,454,000	3.7	10.3
稲城市	4	69,000	308,000	432,000	4.5	6.3
あきる野市	3	78,000	380,000	395,000	4.9	5.1
羽村市	1	55,000	280,000	479,000	5.1	8.7
合計	145	3,758,000	14,848,000	28,027,000	-	-
平均	6	144,538	571,077	1,077,962	4.3	7.4

# 青梅市図書館サービス網図



## 諮 問 文

青 教 図 発 第 4 7 号  
平成 1 4 年 1 1 月 3 0 日

青梅市図書館運営協議会  
会 長 大 越 溪 殿

青 梅 市 教 育 委 員 会

青梅市における図書館のあり方について（諮問）  
標記の件について、青梅市図書館条例第 8 条の規定により、下記のとおり諮問します。

### 記

- 1 諮問事項  
青梅市における図書館のあり方について
- 2 諮問理由  
河辺駅北口新図書館（仮称）の建設に伴う青梅市における図書館のあり方について意見を求めるものです。
- 3 答申時期  
平成 1 5 年 7 月 3 1 日

以 上

## 審 議 経 過

回数	日 時	内 容
1	平成14年11月30日	諮問内容説明
2	平成14年12月19日	諮問内容検討
3	平成15年 1月16日	答申方法・中間答申（構成・答申）検討
視察	平成15年 1月30日 ～ 31日	仙台市民図書館、せんだいメディアテーク、 仙台市泉図書館
4	平成15年 2月21日	中間答申案検討
5	平成15年 3月25日	中間答申案最終協議・決定
6	平成15年 4月17日	本答申方法・本答申内容検討
7	平成15年 5月15日	市民意見募集結果説明・本答申構成案検討
8	平成15年 6月 5日	市民意見募集結果検討、 本答申案検討（現中央・地域図書館）
講演会	平成15年 6月18日	「これからの図書館像について ～図書館システム網を中心に～」
9	平成15年 7月 1日	本答申案検討（現中央・地域図書館・全体）
視察	平成15年 7月 4日 ～ 5日	茨木市立中央図書館、茨木市立穂積図書館、 茨木市立中条図書館、茨木市立水尾図書館、 茨木市立庄栄図書館、 茨木市立図書館天王分室、 茨木市立図書館平田分室
10	平成15年 7月28日	本答申案最終協議・決定

青梅市図書館運営協議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分 (青梅市図書館条例)	備 考
渡 邊 哲 男	第 8 条 第 3 項 第 1 号	学 校 長
平 井 任 子	第 8 条 第 3 項 第 2 号	社 会 教 育 団 体 関 係 者
白 土 明 美		
中 城 静 江	第 8 条 第 3 項 第 3 号	社 会 教 育 委 員
横 田 一 美	第 8 条 第 3 項 第 4 号	市 民 セ ン タ ー 運 営 委 員 会 委 員
大 越 溪	第 8 条 第 3 項 第 5 号	知 識 経 験 者
土 居 靖 昭		

任期 平成 15 年 9 月 30 日まで

氏名欄 印 会長 印 副会長